

地域生活支援拠点等の整備について

1. 地域生活支援拠点等の必要な機能

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

《地域生活支援拠点等の整備の目的（H30.3 国作成パンフレットより抜粋）》

○拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障がい者等の地域での生活を支援する。

2. 前回の協議会で確認した今後の課題について

「緊急時の受入・対応」

「体験の機会・場」

緊急時の受入対応について

(1) 各区障がい者基幹相談支援センターへの聞き取り

- ・各区障がい者基幹相談支援センター訪問にあわせて、緊急時の短期入所利用の現状について聞き取りを行った。
- ・短期入所は緊急時に即時に利用できる状況となっていないとの声が多い。その理由として、
 - ①短期入所の空き床がない
 - …絶対数が足りない（区による差も大きい）・空き床がない
 - ②どこが空いているかの情報がない
 - …手あたり次第連絡する必要がある
 - ③初めての人の受入が困難
 - …初めての人（特に行動障がいのある人等）は対応方法がわからないため受入れを拒まれることがある

これらの課題について、解決策を検討していく

(2) 「緊急時」の定義について

- (例) 介護者が急病等により不在、若しくはそれと同等の状態となったため、本人の日常生活が困難となり、在宅での生活ができなくなる状況

(3) 緊急時の対応にかかる論点 【別紙参照】

- ①短期入所の受入体制
 - ・短期入所事業所の確保
 - ・短期入所事業所への円滑な調整
- ②短期入所の利用ができない場合の対応策
 - ・居宅における対応
 - ・居宅以外の場所での対応
- ③休日・夜間帯での連絡対応体制
 - ・市役所、区役所等の閉庁時における連絡体制の確保
- ④支援が必要にもかかわらず福祉サービス等に結びついていない方の発見

【参考】

・特例介護給付費とは

☞障がい者等が支給申請をした日から、支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障がい福祉サービス等を受けたときに、後日支給決定された支給量の範囲内で支給することができるもの

・やむを得ない事由による措置とは

☞次の①～③のやむを得ない事由に該当すると認められる場合に、行政機関により、当該サービス等の利用を措置決定するもの

①障がい福祉サービス等に係る給付を受けることができる者が、事業者と契約をして障がい福祉サービス等を利用し、又はその前提となる支給申請を期待し難いことにより障がい福祉サービス等を利用することが著しく困難であると認められる場合

②家族等の介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合、または保護者が児童の障がいを受容できず児童に悪影響を与えると判断されるため、障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合

③その他、保健福祉センター所長がやむを得ない事由と認める場合

【参考】

《短期入所にかかる平成 30 年度報酬改定の状況》

『緊急短期入所受入加算』

(～29 年度)

- ・介護者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り加算
- ・現に利用定員の 95/100 に相当する利用者に対応している事業所において緊急利用する場合

↓

(30 年度～)

- ・介護者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合に、行った日から起算して7日(やむを得ない場合は 14 日)を限度として加算

『定員超過特例加算』(新設) 50 単位/日

- ・介護者の急病等の理由により、定員を超えて受け入れた場合に、10 日を限度として利用者全員に加算(その間は定員超過減算は適用しない)

・平成 29 年度加算取得状況 (Ⅰは福祉型短期入所、Ⅱは医療型短期入所の場合)

①緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	120 単位/日	実 8 人	3 事業所
②緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)	180 単位/日	実 5 人	1 事業所

↓

・平成 30 年度 (平成 30 年 11 月分まで (8 か月分))

①緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	180 単位/日	実 35 人	10 事業所
②緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)	270 単位/日	実 4 人	2 事業所

※定員超過特例加算 56 人 3 事業所

